

長期優良住宅認定手続きの手数料について

新発田市建築課

1 認定申請手数料及び変更認定手数料

		認定申請（第5条）		変更認定申請（第8条）	
		新築	増築・改築／既存	新築	増築・改築／既存
戸建て住宅		13,100円	18,400円	6,500円	9,200円
当初の認定申請が 令和4年2月20日より 前の戸建て住宅				6,100円	8,700円
共同住宅	2戸～5戸	24,800円	34,600円	12,400円	17,300円
	6戸～10戸	37,500円	53,700円	18,700円	26,800円
	11戸～25戸	59,100円	86,100円	29,500円	43,000円
	26戸～50戸	91,700円	134,900円	45,800円	67,400円
	51戸～100戸	137,200円	203,200円	68,600円	101,600円
	101戸～200戸	229,500円	341,700円	114,700円	170,800円
	201戸～300戸	289,300円	431,300円	144,600円	215,600円
	301戸～	327,800円	489,000円	163,900円	244,500円

2 譲受人を決定した場合等における変更認定申請手数料及び地位の継承の承認申請手数料

申請の種類	手数料
譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料（第9条）	2,400円
管理者等を選任した場合における変更認定申請手数料（第9条）	2,400円
地位の継承の承認申請手数料（第10条）	2,400円

3 長期優良住宅普及促進法第18条第1項に規定する容積率の特例許可申請手数料

申請の種類	手数料
長期優良住宅普及促進法第18条第1項に規定する容積率の特例許可申請手数料	160,000円

4 その他

長期優良住宅建築等計画の認定手続きと併せて建築基準法関係規定に適合するかどうかの審査を受ける場合は、別途、確認申請手数料が必要となります。確認申請手数料は、新発田市建築関係手数料条例をご確認ください。